

■ Article ■

令和4年度税制改正大綱（前編）

税理士 宮森 俊樹

「令和4年度税制改正大綱（令和3年12月24日：閣議決定）」は、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置が講じられている。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等が見直された。また、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置が講じられた。

本稿では、公表された税制改正の大綱のうち、主要な改正項目を1月号及び2月号に分けて解説することとする。

I 個人所得課税

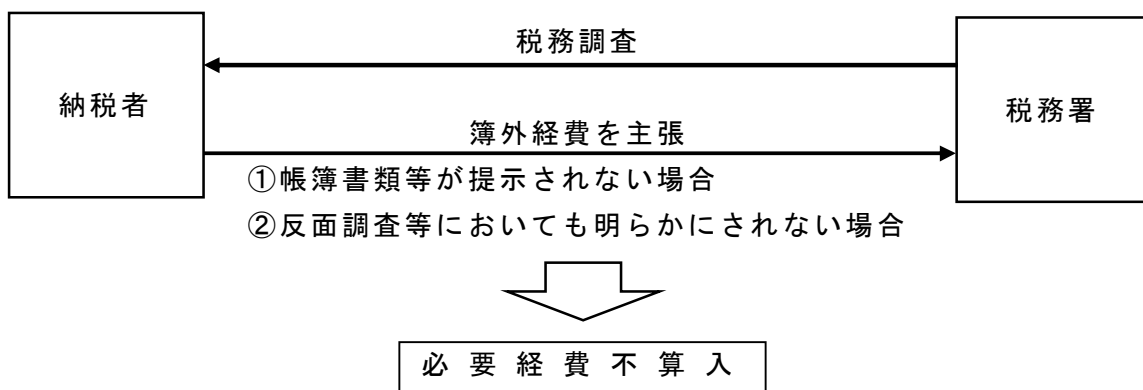
1 証拠資料のない簿外経費への対応策

税務調査の現場において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者又は証拠書類を偽装して簿外経費を主張する納税者への対策として、①帳簿書類等から明らかにされない場合、②相手先が明らかである・取引が行われたことが推測されるが反面調査等においても明らかにされない場合には、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額（雑所得の金額にあつては、前々年の業務に係る収入金額が300万円以下のものを除く。）の計算上、その簿外経費の額が必要経費の額に算入されないこととされる。

ただし、その者がその年分の確定申告書を提出していた場合には、売上原価の額及び費用の額のうち、その提出したその年分の確定申告書等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、本措置の対象から除外される。

この改正は、令和5年分以後の所得税について適用される。

図表 I - 1 証拠資料のない簿外経費への対応策



2 納税地の異動・変更手続の見直し

申請等の簡素化を図る観点から、所得税の納税地の変更に関する届出書及び納税地の異動があった場合の届出書の提出が不要とされる。

この改正は、令和5年1月1日以後の納税地の変更等について適用される。

3 社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除に係る年末調整及び確定申告手続の電子化

納税者の利便性向上及び国税当局の事務の簡素化の観点から、社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除の控除証明書について、書面による添付等に代えて、電子メール等により提供を受けたこれらの控除証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を印刷した書面で真正性を担保するための所要の措置が講じられているもの（QRコード付き証明書）による提出及び電磁的記録による提供（データ提供）が可能とされる。

この改正は、年末調整手続については、令和4年10月1日以後に保険料控除申告書を提出する場合について適用される。また、確定申告手続については、令和4年分以後の確定申告書を提出する場合について適用される。

4 支払調書等の提出の特例制度等の見直し

税務署長に提出することとされている支払調書等のうち、その提出期限の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの間に提出すべきであったその調書等の枚数が100枚以上であるものについては、その調書等を提出すべき者は、その調書等に記載すべきものとされている事項を、①e-taxを利用する方法、②クラウド等を利用する方法、③光ディスク、磁気テープ、磁気ディスクを提出する方法のいずれかにより税務署長に提出することとされている。

上記①から③の提出方法のうち、「磁気テープ」については近年提出がなく、今後の提出も想定されないことから、上記③の提出方法から「磁気テープを提出する方法」が除外される。

また、個人住民税における給与支払報告書等の提出方法についても、「磁気テープを提出する方法」が除外される。

この改正は、令和4年4月1日から適用される。

5 所得税・住民税の非課税措置の見直し

- ① ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けによる金銭の貸付けにつきその貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、その免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税・住民税が非課税とされる。
- ② 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金の特例貸付事業及び総合支援資金の特例貸付事業による金銭の貸付けにつき当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、その免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税・住民税が非課税とされる。

- ③ 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」として給付される給付金（既に給付されたものを含む。）について、所得税・住民税が非課税とされるとともに滞納処分による差押えが禁止される。
- ④ 「子育て世帯への臨時特別給付」として給付される給付金及び「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」として給付される給付金（既に給付されたこれらの給付金を含む。）について、所得税・住民税が非課税とされるとともに滞納処分による差押えが禁止される。
- ⑤ 難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の改正を前提に、難病又は小児慢性特定疾病の患者に対する医療費として支給される金品について、所得税・住民税が非課税とされるとともに滞納処分による差押えが禁止される。
- ⑥ 雇用保険法の失業等給付について雇用保険法等の改正を前提に引き続き、所得税・住民税が非課税とされるとともに滞納処分による差押えが禁止される。また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律による改正後の雇用保険法の育児休業給付等について、引き続き所得税・住民税が非課税とされるとともに滞納処分による差押えが禁止される。
- ⑦ 母子及び父子並びに寡婦福祉法の自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の改正を前提に、引き続き所得税・住民税が非課税とされるとともに滞納処分による差押えが禁止される。
- ⑧ 児童福祉法の改正を前提に、児童福祉法の障害児通所給付費等又は障害児入所給付費等として支給される金品について、所得税・住民税が非課税とされるとともに滞納処分による差押えが禁止される。
- ⑨ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の改正を前提に、障害者総合支援法の自立支援給付について、所得税・住民税が非課税とされるとともに滞納処分による差押えが禁止される。

6 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額の拡充

- ① 基礎課税額に係る課税限度額が65万円（現行：63万円）に引き上げられる。
- ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が20万円（現行：19万円）に引き上げられる。

II 金融・証券税制

1 国家戦略特区におけるエンジェル税制の拡充等

- ① 適用対象の拡充

適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社のうち創業及び雇用の促進に係る事業を行う小規模企業者の要件に、国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員の数の合計が常時雇用する従業員の数の10分の2に相当する数以下であることが追加される。

② 適用期限の延長

適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。

また、適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。

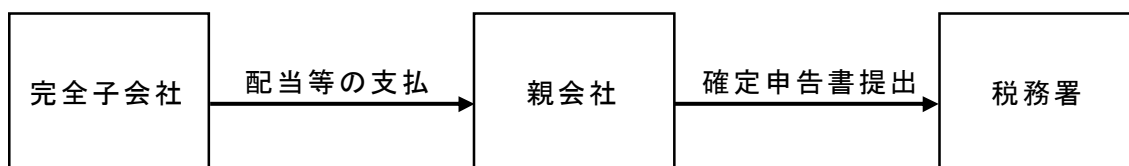
2 完全子会社株式等の配当等に係る源泉徴収の見直し

内国法人（一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人を除く。）が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととされ、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととされる。

この改正は、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用される。

- ① 完全子法人株式等（株式等保有割合 100%）に該当する株式等に係る配当等
- ② 配当等の支払に係る基準日において、その内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等（その内国法人が名義人として保有するものに限る。以下同じ）の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合におけるその他の内国法人の株式等に係る配当等

図表Ⅱ－1 完全子会社から親会社への配当の支払いに係る源泉徴収と清算の流れ



【現 行】配当等に係る源泉徴収要

【改正案】配当等に係る源泉徴収不要

3 NISA口座開設時におけるマイナンバーカード等の活用

居住者等がその非課税口座の開設の有無等を自ら確認できるようにするため、マイナポータル等で確認できるように運用上の対応が行われる。

4 税務手続の更なるデジタル化の推進

電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により税務署長等に対して提出する図表Ⅱ－２に掲げる書類のファイル形式を、XML形式又はCSV形式とされる。

この改正は、令和6年1月1日以後に提出する書類について適用される。

図表Ⅱ－２ デジタル化の対象書類

- ① （特別）非課税貯蓄申告書
- ② （特別）非課税貯蓄限度額変更申告書
- ③ （特別）非課税貯蓄に関する異動申告書
- ④ 金融機関等において事業譲渡等があった場合の申告書
- ⑤ （特別）非課税貯蓄廃止申告書
- ⑥ （特別）非課税貯蓄みなし廃止通知書
- ⑦ （特別）非課税貯蓄者死亡通知書
- ⑧ 金融機関等の営業所等の届出書
- ⑨ 金融機関が支払を受ける収益の分配に対する源泉徴収不適用に係る明細書
- ⑩ 公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書

5 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例

① 大口株主等の要件の見直し

内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等（以下「対象者」という。）及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合（以下「株式等保有割合」という。）が100分の3以上となるときにおけるその対象者が支払を受けるものが、総合課税の対象とされる。

この改正は、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等について適用される。

② 報告書の提出

上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割合が100分の1以上となる対象者の氏名、個人番号及び株式等保有割合その他の事項を記載した報告書を、その支払の確定した日から1月以内に、その内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされる。

この改正は、令和5年10月1日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用される。

Ⅲ 住宅・土地税制

1 住宅ローン控除制度

(1) 所得税の概要

① 控除率

毎年の住宅ローン控除等の「控除率1%」が住宅ローン支払利息額を上回る状況が生じている平成30年度決算監査報告に対応する観点から、住宅ローン控除制度における控除率が0.7%（現行：1.0%）に縮小される。

② 控除期間

控除を受けられる総額が大きく変わらず住宅市場が冷え込まないように配慮され、新築住宅は13年に延長、中古住宅は10年に据え置かれる。

③ 適用期限

令和7年12月31日（現行：令和3年12月31日）まで4年間延長される。

④ 所得要件

住宅ローン控除の適用対象者の所得要件については、2,000万円（現行：3,000万円）に引き下げられる。この所得要件に係る改正は、住宅の取得等をして令和4年1月1日以後に居住の用に供する場合について適用される。

⑤ 床面積要件（下限）

令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅については、合計所得金額が1,000万円以下の者に限り、40㎡以上（現行：原則50㎡以上）に緩和される。

⑥ 令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外とされる。

⑦ 本格的な人口減少・少子高齢化社会が到来する中、2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、新築住宅及びリフォームにより良質化した上で販売する買取再販住宅において、認定住宅（認定長期優良住宅・認定低炭素住宅）・ZEH水準省エネ住宅（断熱性を高めるなどで年間のエネルギー収支をゼロ以下にした住宅）及び省エネ基準適合住宅について、借入限度額の上乗せ措置が講じられる。

⑧ 中古住宅要件

築年数要件（耐火住宅25年・非耐火住宅20年）が廃止され、昭和57年1月1日以降に建築された家屋（登記簿上の建築日付）に緩和される。

図表Ⅲ－１ 住宅ローン控除のまとめ

居住年	対象住宅	借入限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
令和4年・ 令和5年	認定住宅(注1)	5,000万円	0.7%	13年	35万円
	ZEH水準省エネ住宅(注1)	4,500万円			31.5万円
	省エネ基準適合住宅(注1)	4,000万円			28万円
	上記以外の住宅(注2)	3,000万円			21万円
令和6年・ 令和7年	認定住宅(注1)	4,500万円	0.7%	13年	31.5万円
	ZEH水準省エネ住宅(注1)	3,500万円			24.5万円
	省エネ基準適合住宅(注1)	3,000万円			21万円
	上記以外の住宅	2,000万円	10年	14万円	

(注1)認定住宅等で中古住宅の場合における借入限度額は一律3,000万円、控除期間は一律10年とされる。

(注2)中古住宅の場合又は住宅の増改築等における借入限度額は一律2,000万円、控除期間は一律10年とされる。

(2) 住民税の概要

所得税の住宅ローン控除の特例で控除しきれなかった残額があるときは、翌年度分の個人住民税において、その残額に相当する額が控除限度額の範囲内で減額される。

図表Ⅲ－２ 住民税における控除限度額

項目	現行	改正案
控除限度額	所得税の課税総所得金額等×7%	所得税の課税総所得金額等×5%
最高控除額	136,500円	97,500円

(3) 住宅ローン控除に係る申告手続の見直し

納税者が確定申告及び年末調整で住宅ローン控除の適用を受ける際に提出又は提示しなければならないこととされている住宅ローンに係る「年末残高証明書」について、その提出又は提示が不要とされ、税務署へ提出する「住宅ローン控除申告書」だけを提出するように手続が効率化される。また、銀行等は、年末残高の情報等を記載した調書を税務署に提出することとされる。

この改正は、居住年が令和5年以後である者が、令和6年1月1日以後に行う確定申告又は年末調整から適用される。

2 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

① 適用期限が令和5年12月31日(現行：令和3年12月31日)まで2年延長される。

- ② 対象住宅の新築等をして令和4年及び令和5年に居住の用に供した場合の
 対象住宅、標準的な性能強化費用に係る控除対象限度額及び控除率が図表Ⅲ
 - 3のとおりとされる。

図表Ⅲ - 3 認定住宅の新築等をした場合

項目	現 行	改 正 案
対象住宅	認定住宅	認定住宅 ZEH水準省エネ住宅
控除対象限度額	650万円	
控除率	10%	

3 中古住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

- ① 適用期限が令和5年12月31日（現行：令和3年12月31日）まで2年延
 長される。
- ② 令和4年及び令和5年に耐震改修工事をした場合の標準的な工事費用の額
 に係る控除対象限度額及び控除率が図表Ⅲ - 4のとおりとされる。

図表Ⅲ - 4 中古住宅の耐震改修をした場合

工事完了年	対象工事	控 除 率	控除対象限度額
令和4年・令和5年	耐震改修工事	10%	250万円

- ③ 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しが行われる。

4 中古住宅の特定の改修をした場合の所得税額の特別控除

- ① 適用期限が令和5年12月31日（現行：令和3年12月31日）まで2年延
 長される。
- ② 特定の改修工事をして令和4年及び令和5年に居住の用に供した場合の標
 準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率が図表Ⅲ - 5のとおり
 とされる。

図表Ⅲ－５ 中古住宅の特定の改修工事をした場合

居住年	対象工事	控除率	控除対象限度額
令和4年・令和5年	バリアフリー改修工事	10%	200万円
	省エネ改修工事		250万円(350万円)
	三世帯同居改修工事		250万円
	耐震改修工事又は 省エネ改修工事と併せて行う 耐久性向上改修工事		250万円(350万円)
	耐震改修工事及び 省エネ改修工事と併せて行う 耐久性向上改修工事		500万円(600万円)

(注)カッコ内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の控除対象限度額である。

③ 個人が、その個人の所有する居住用の家屋について上記②の耐震改修工事又は上記②の対象工事をして、その家屋を令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合(その工事の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)には、一定の要件の下で、その個人の居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から次に掲げる金額の合計額(その耐震改修工事又は対象工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額と1,000万円からその金額(その金額が控除対象限度額を超える場合には、その控除対象限度額)を控除した金額のいずれか低い金額を限度)の5%に相当する金額が控除される。

イ 耐震改修工事又は対象工事に係る標準的な工事費用相当額(控除対象限度額を超える部分に限る。)の合計額

ロ 耐震改修工事又は対象工事と併せて行うその他の一定の工事に要した費用の金額(補助金等の交付がある場合には当該補助金等の額を控除した後の金額)の合計額

(注)上記の「標準的な工事費用相当額」とは、耐震改修工事又は対象工事の種類等ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額にその耐震改修工事又は対象工事を行った床面積等に乗じて計算した金額(補助金等の交付がある場合にはその補助金等の額を控除した後の金額)をいう。

④ 適用対象となる省エネ改修工事が、窓の断熱改修工事又は窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事(現行：全ての居室の全ての窓の断熱改修工事又は全ての居室の全ての窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事)とされる。

⑤ 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しが行われる。

5 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度限りの措置として、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る。）の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額（ただし、その額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とされ、評価額の20%を下回る場合には20%相当額）とされる。

なお、土地に係る都市計画税の負担調整措置についても同様とされる。

6 適用期限の延長

- ① 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等について、適用期限が令和5年12月31日（現行：令和3年12月31日）まで2年延長される。
- ② 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等について、適用期限が令和5年12月31日（現行：令和3年12月31日）まで2年延長される。
- ③ 住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。
- ④ 次の特例の適用対象となる住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす。）であることを加えた上、その適用期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。
 - イ 住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
 - ロ 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
 - ハ 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ⑤ 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。
- ⑥ 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。
- ⑦ 事業再編計画の認定要件が見直された後の産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その適用期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。

- ⑧ 特定創業支援等事業による支援を受けて行う会社の設立の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。
- ⑨ 認定経営力向上計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。
- ⑩ 低未利用土地権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。
- ⑪ 相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限が令和7年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで3年延長される。
 - イ 適用対象となる土地の範囲に、市街化区域内に所在する土地が追加される。
 - ロ 適用対象となる土地の価額の上限が100万円（現行：10万円）に引き上げられる。
- ⑫ 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。
- ⑬ 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が令和7年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで3年延長される。
- ⑭ 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。
- ⑮ 不動産取得税について、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。
- ⑯ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200㎡を限度）相当額等の減額）について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。
- ⑰ 新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。
- ⑱ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印

紙税の非課税措置の適用期限が令和5年3月31日(現行:令和4年3月31日)まで1年延長される。

IV 資産課税

1 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等

① 適用期限

令和5年12月31日(現行:令和3年12月31日)まで2年延長される。

② 非課税限度額

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期(現行:令和2年4月1日から令和3年12月31日までの間)にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした図表IV-1に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ図表IV-1に定める金額とされる。

図表IV-1 非課税限度額

区 分	10%の場合		左記以外の場合	
	現 行	改 正 案	現 行	改 正 案
省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合	1,500万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
上記以外の住宅用家屋の場合	1,000万円	500万円	500万円	500万円

③ 中古住宅要件

築年数要件(耐火住宅25年・非耐火住宅20年)が廃止され、昭和57年1月1日以降に建築された家屋(登記簿上の建築日付)に緩和される。

④ 受贈者の年齢要件

18歳以上(現行:20歳以上)に引き下げられる。

⑤ 適用要件

上記①から③の改正は、令和4年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用される。また、上記④の改正については、令和4年4月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用される。

2 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置

① 適用期限

令和5年12月31日(現行:令和3年12月31日)まで2年延長される。

② 中古住宅要件

築年数要件(耐火住宅25年・非耐火住宅20年)が廃止され、昭和57年1月1日以降に建築された家屋(登記簿上の建築日付)に緩和される。

③ 受贈者の年齢要件

18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げられる。

④ 適用要件

上記①から②の改正は、令和4年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用される。また、上記③の改正については、令和4年4月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用される。

3 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度

特例承継計画の提出期限が令和6年3月31日（現行：令和5年3月31日）まで1年延長される。

4 相続税に係る死亡届の情報等の通知の見直し

① 法務大臣は、死亡等に関する届書に係る届書等情報等の提供を受けたときは、その届書等情報等及び当該死亡等をした者の戸籍等の副本に記録されている情報を、その提供を受けた日の属する月の翌月末日までに、国税庁長官に通知しなければならない。

② 市町村長は、その市町村長等がその市町村の住民基本台帳に記録されている者に係る死亡等に関する届書の受理等をしたときは、その死亡等をした者が有していた土地又は家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項等を、その届書の受理等をした日の属する月の翌月末日までに、その市町村の事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

③ 上記①及び②の改正は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日以後に適用される。

5 「信託に関する受益者別（委託者別）調書」の記載要領の見直し

信託に関する受益者別（委託者別）調書における「信託財産の価額」の欄については、原則として課税時期の信託財産の価額（財産評価基本通達に基づき算定した相続税評価額）を記載する。ただし、例外として相続税評価額の算定が困難な場合には空欄で良いこととされているので、現状では、「信託財産の価額」の欄が空欄のものが多く、申告審理及び調査に有効に活用できないことが問題視されていた。

そこで、相続税評価額の算定が困難な場合でも、見積価額（土地：直近の固定資産税評価額、非上場株式：直近の計算書類を用いて算定した簿価純資産価額等）を記載しなければならないこととされる。

この改正は、令和5年1月1日以後に提出すべき事由が生ずる調書について適用される。

《引用文献》

- ・ 『令和4年度税制改正大綱』（令和3年12月24日閣議決定）

- ・ 税制調査会資料
- ・ 経済産業省資料『令和4年度経済産業関係 税制改正について』（令和3年12月）
- ・ 中小企業庁資料『令和4年度改正の概要について（中小企業・小規模事業者関係）』（令和3年12月）
- ・ 金融庁資料『令和4年度税制改正について』（令和3年12月）
- ・ 内閣府資料『令和4年度税制改正要望結果』（令和3年12月）
- ・ 国土交通省資料『令和4年度国土交通省税制改正要望概要』（令和3年12月）

《参考文献》

- ・ 武田昌輔監修『DHCコンメンタール 法人税法』（第一法規）
- ・ 武田昌輔監修『DHCコンメンタール 所得税法』（第一法規）
- ・ 拙者著『Q & A知っておきたい中小企業経営者と税制改正の実務－平成24年度版～平成27年度版－』（大蔵財務協会）
- ・ 拙者著『Q & Aでわかる税制改正の実務－平成28年度版～令和3年度版』（中央経済社）

・・・次号（vol. 179）に続く